下野市製造請負請書

　　年　　月　　日

　　下野市長　　　　様

住所

納入業者

氏名　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 製造物件 |  |
| 品質及び数量 | 　　　　　　　　　　　　　(別記のとおり) |
| 売買代金 | 　　　　　　　　　　　　　　　円(うち取引に係る消費税額　　　　　　　　　　　　円) |
| 納入期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日　まで |
| 納入場所 | 　 |
| 代金支払方法 | 指定口座に振込払 |
| 契約保証金 | 免除 |

　上記の製造物件の納入については、次の条項により確実に履行することをお請けいたします。

1　納入業者は、製造物件を納入しようとするときは、その旨を市に通知しなければならない。

2　市は、製造物件の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3　検査の結果、不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、市の指定する日までに良品を納入するものとする。

4　製造物件の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した製造物件の損失は、納入業者の負担とする。

5　製造物件納入後、市において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が市の過失による場合を除き、納入業者は、市が製造物件を受領した後1年以内までにこれを良品と交換し、又は修補するものとする。

6　売買代金の支払は、検査が完了し、市が製造物件の受領をした後、納入業者からの支払請求書を受理した日から30日以内にするものとする。

7　納入業者の責めに帰する事由により、納入期限までに製造物件を納入しない場合は、納入業者は市に対して納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

8　この条項に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。

別記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |